

おたる国際福祉・観光専修学院学則施行細則

(令和8年1月16日制定)

(目 的)

第1条 この細則は、学校法人多文化共生学園おたる国際福祉・観光専修学院学則（以下「学則」という。）第36条に基づき、学則の施行に関する必要な事項を定める。

(修業年限および在学期間)

第2条 おたる国際福祉・観光専修学院（以下「本学」という。）の修業年限は2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することができない。

(入学資格)

第3条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校もしくはこれに準ずる学校または中等教育学校を卒業した者

(2) 学校教育法施行規則第183条が定めるところにより前号と同等以上の学力があると認められた者

(入学者選考)

第4条 入学を願い出た者に対して入学者選考を行う。

2 入学者選考は、学則第10条のほか、別に定める入学者選考基本方針に基づいて行う。

(入学許可)

第5条 校長は、入学者選考に合格した者で、所定の期日までに入学金を納め、所定の願書を提出したのに対して、入学を許可する。

2 校長は、入学者が、入学後において、経歴詐称、法令違反等その他学生の本分に反する行為を行ったと認めるときは、この者の入学許可を取り消すことができる。

(再入学)

第6条 本学を退学した者（懲戒による場合を除く。）または除籍された者が、所定の願書により、再入学を願い出た場合には、校長は、選考の上、相当年次へ入学を許可することができる。

2 前項の場合において、校長は、入学金の納付を免除することができる。

(休 学)

第7条 学生が休学しようとするときは、所定の願書を校長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項において、特別な理由があるときは、願い出により許可を得て引き続き休学することができる。

3 学生が心身の故障のため、長期の休養を要すると認められるときは、校長は休学を命ずることができる。

4 休学期間は、当該年度限りとする。

5 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

6 休学期間は、第2条第2項に定める在学期間に算入しない。

7 休学期間中の授業料は、これを免除する。

(復 学)

第8条 校長は、休学期間の満了を以て、復学を認める。

2 休学期間中にその理由が消滅したときは、所定の願書を校長に提出し、その許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第9条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、校長は、これを除籍することができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められる者
- (2) 授業料の納付を怠り督促を受けてもなお納付しない者
- (3) 第7条第5項に定める休学期間を満了してもなお修学できない者
- (4) 第2条第2項に定める在学期間を満了してもなお課程修了に必要な単位(62単位)を修得できない者
- (5) 行方不明の届出があった者その他長期にわたり連絡がとれない者

(退学)

第10条 学生が退学するときは、所定の願書を校長に提出し、許可を得なければならない。

2 退学を希望する者は、退学時の学期までの授業料を納付しなければならない。

(授業の方法)

第11条 授業は、講義、演習、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

2 学則第5条第2項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、学期の開始前または終了後に、当該学期の授業を行うことができる。

(履修の方法)

第12条 学生は、所定の期間内に、履修する授業科目を届け出なければならない。

2 履修方法に関する必要な事項は、別に定める。

(学修の評価)

第13条 授業科目の履修を終了した者には、学修の成果を評価した上で、単位を与える(以下「学修の評価」という。))。

2 学修の評価は、別に定める成績評価基準により、定期試験、課題・レポートの提出、実習の成果および履修状況等を総合的に勘案して行う。

(授業内容および成績評価基準等の開示)

第14条 本学は、学生に対して、各年度に開講する授業科目の目的、内容、方法、成績評価の方針を開示するものとする。

(課程修了の認定)

第15条 校長は、本学に2年以上在学し、授業料を納め、62単位以上を修得した者について、本学の専門課程を修了したことを認定し、専門士の称号を授与する。

2 介護福祉士養成施設である介護福祉学科においては、85単位(1850時間)の修得をもって課程修了を認定する。

(学校評価)

第16条 本学は、本学の教育の質の保証を図るため、学校教育法第132条の2第1項に基づき、本学の教育、組織および運営ならびに施設および設備の状況について、自ら点検および評価を行い(以下「自己点検評価」という。)、その結果を公表するものとする。

2 本学は、学校教育法第 132 条の 2 第 2 項に基づき、前項に規定する状況について、本学の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い見識を有するものによる評価（以下、「第三者評価」および「学校関係者評価」という。）を受け、その結果を公表するように努める。

3 自己点検評価、第三者評価および学校関係者評価の実施に関する必要な事項は、別に定める。

（教職員の研修および教育の改善）

第 17 条 本学は、適切かつ効果的な学校運営を図るため、教職員が必要な知識等を習得するための研修を受ける機会を設けること等の取組を行うとともに、教育の充実を図るため、授業の内容等を改善するための研修および研究を行うものとする。

（授業料の減免）

第 18 条 学則第 27 条第 3 項に定める授業料の減免に関する必要な事項は、別に定める。

（授業料等の分割納入）

第 19 条 学生は、別に定めるところにより、授業料および諸経費を分割して納入することができる。

（授業料等の返還）

第 20 条 第 5 条に定める入学手続きを行った者が、申し出により入学を辞退した場合は、納入した授業料および諸経費等（入学金を除く。）は、これを返還する。

（表 彰）

第 21 条 校長は、学業その他の分野において優れた成果を上げ、他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

2 学生の表彰に関する必要な事項は、別に定める。

（懲 戒）

第 22 条 学生が、法令、学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該学生を懲戒することができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 学生の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

（附 則）

1 この細則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。